

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人	介護と福祉の調査機関おきなわ
-----------	----------------

② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)		社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団	
名称:	にしのもり保育園	種別:	保育園
代表者氏名:	理事長: 金城 敏彦	定員(利用人数) (利用室数):	90(102)名
施設長氏名:	園長: 池田 哲子		(7)室
所在地:	〒907-0024 沖縄県石垣市字新川真喜良2336-1		電話番号: 0980-87-5145
開設年月日	平成30年4月1日		ホームページ: https://www.okinawa-ijp/pamphlet/nishinomori
職員数	常勤:(27)名、非常勤:(2)名、計:(29)名		
専門職員の人数	保育士	(20)名	栄養士 (1)名
	子育て支援員	(3)名	調理師 (2)名

職員の状況に関する事項

	園長	主任保育士	保育士	調理員	栄養士	保育補助
常勤	1名	1名	18名	2名	1名	2名
非常勤	0名	0名	0名	1名	0名	1名

	用務員	事務職員	看護師	嘱託医		
常勤	1名	1名	0名	0名	名	名
非常勤	0名	0名	0名	2名	名	名

施設・設備の概要	ホール、テラス、園庭、ランチルーム、厨房
----------	----------------------

③ 理念・基本方針

<p>【保育理念】 日本最南端の風土で育てるたくましくやさしい子</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの安全と安心を基本として、自ら伸びる力を大切にし成長と個性に応じた多様性の保育をする。 2. 子どもの目線で豊かな愛情をもって一人ひとりの気持ちをしっかり受け止め、その主体的な活動を育む。 3. 子どもを中心に捉え、家庭や地域との信頼関係を築き、環境を通して人や物との関わりを大切にする。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・食事は、決まった時間内で食事をした子どもが自主的にランチルームに行き、一緒に食べるメンバーも席も各自で選び、自分でテーブルに給食をセットして食事を始め、食べ終わると他児を待つことなくクラスへ戻って歯磨きをしている。子ども一人ひとりの主体性を大切に支援をしている。
- ・広大な園庭全面に芝生を敷き、裸足での活動を園の方針としている。子どもが主体的に活動できる環境として、園内には多様な遊びができる遊具や設備等が整備されている。園庭でヤギを飼育し、季節の野菜や果物を栽培するとともに、食草を植えた「虫のレストラン」で幼虫を育てる等、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

【健康管理】

- ・受け入れの際の説明を丁寧に行い、保護者と応答性のあるやり取りの中から、健康状態を把握し、本園の受け入れ目安表に沿って受け入れを行っている。なによりも規則正しい生活習慣が身につくような言葉かけを心掛けている。
- ・感染症を発症した子がいるときは、玄関にその状況や疾病の特徴等を貼り出している。

【食事】

3歳以上児はランチルームで食事をしている。その際、「和やかな雰囲気」「みんなと食べると楽しい」と感じられる「場」の工夫をしている。自分のカードを取って好きなテーブルに好きな友だちと食事を頂くことや、基本的に無理強いしてまでは完食させないようにしている。また、栽培園で季節の野菜を育てて調理してもらうなどの食育活動を行っている。

【地域との交流】

コロナ禍以前は地域の青年会が地域の伝統芸能を見せてくれたり、沖縄県社会福祉事業団の施設である八重山厚生園のお年寄りとの交流を行ってきた。

【施設の公開・見学】

開園より2年間は、毎月20日を園庭開放日として親子で園庭で過ごしてもらっていた。コロナ感染予防のため令和2年度から、園庭開放日を中止している。園の見学については、開園当初、希望者が多く保育に支障のないような対応で受け入れていた。毎年、9月～10月は入園受付前の見学の問い合わせが多い。来園者には健康観察表への記入の上、手指消毒などのコロナ感染予防をしながら、人数制限の上受け入れた。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2021年 5月15日（契約・職員説明会）～12月18日（職員報告会）	
	訪問調査	11月5～6日
	評価結果確定日	2021（令和3）年12月20日
受審回数 前回の受審年度	1回目 ()	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 食事は、楽しくおいしく食べることのできる工夫をして提供している。

子ども一人ひとりの主体性を大切に支援し、食事を楽しむ工夫をしている。子どもが落ち着いて食事がとれるよう、0～2歳児はクラスのテーブルで、担当職員が一对一でゆっくりと食事介助することを方針として、手づかみで食べることも支援している。3～5歳児はランチルームで、食べるメンバーも席も、子どもたち自身で決めて食事をしている。ランチルームのテーブルには園庭に咲いている小花が活けられ、11時半に給食の音楽が流れると、食事をしたい子が自主的にランチルームに行き、自分でテーブルに給食をセットして食事を始め、食事が終わると他児を待つことなくクラスへ戻って歯磨きをしている。遊び続けたい子には、職員が15分おきに声かけし、遊び終わってから食事ができる支援をしている。子どもがご飯やおかずをよそっていたが、コロナ禍以降は、職員がご飯をよそい、厨房で大小のおかずを準備して、子ども自身がおかずの量を加減できるようにしている。地域の食文化として八重山そばやもずく餅、近海魚の料理やイカ焼き等が提供されている。食育の一環で、園庭の畑にはネギやゴーヤー、トマト、ジャガイモ、人参、葉野菜、グアバ、島バナナ等を植えて、子どもたちが水やりをして給食やおやつに提供している。野菜が苦手な子どもに「沖縄そばや味噌汁のネギは、畑で作ったものだよ」と説明することで、ネギや野菜サラダを食べるようになっていく。

関連項目：61、62

2. 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

戸外活動としては、広大な園庭全面に芝生を敷き、裸足での活動を園の方針としている。園庭には3段階の鉄棒や砂場、ターザンロープ、タイヤブランコ、ブランコ、丸太（直径40cm）の平均台、トンネルのある築山が設置されている。大きな樹には丸太や板で工夫して木登り遊びができるようにし、手作りの小川（約10m）も整備して、夏場は毎日、水遊びができる。暑さ対策として3～4か所にテントが設置され、遊具は竹馬やフラフープ、なわとび、電線ドラム等が準備されている。各種の食草を植えた「虫のレストラン」で、多くの幼虫を育てている。園の周囲にはランタナやハネセンナの他、四季折々の花が植えられ、年中「色水遊び」ができる環境にある。園庭でヤギを飼育して3～5歳児が当番で餌やりや小屋掃除をし、昨年はヤギの出産を見守り、その様子を記録して冊子にし、子どもたちに配布している。廊下やテラス、園庭等では探索活動が行われている。室内には、0歳児が仕切られた畳間ですり這いやハイハイができるスペースとベッドが置かれている。板の間には、食事コーナーやつかまり立ちコーナー、滑り台が設置されている。遊びコーナーには絵本や音の出るおもちゃ、布玩具などが準備され、手指を使って遊べるように配慮している。各クラスには大型積み木やオセロ、油粘土、製作用廃材、積み木、塗り絵、パズル等が準備され、クワガタやグッピー等が飼育されている。季節の移り変わりを感じる10月後半からは、園庭でトンボやバッタ等の虫を探し、落ち葉を拾うなど、季節を感じるができる環境に配慮し、生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

関連項目：48、51

3. 事業の経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

経営課題の具体的な取組については、保育の内容や職員体制等の現状分析にもとづき、「災害時の避難場所が遠くて乳児等の安全な避難が困難」であることや「障害を持っている児童への専門的な保育が必要」等の課題が明らかにされている。課題については、園長から理事長へ報告・相談して役員間で共有され、職員会議で職員に周知している。経営課題の解決・改善に関して、災害時の屋外避難については、螺旋階段を増設して屋上に避難場所を設置し、障害児保育については、今年4月から実施して、支援員が配置されている。

関連項目：2、3

◇改善を求められる点

1. 子どもの権利擁護に対する取組の徹底、及び子どものプライバシー保護が望まれる。

子どもの権利擁護に対する取組については、不適切な養育への対応マニュアルが整備され、虐待や不適切な関わりを防ぐことの大切さについて職員の理解が図られている。法人の方針で経営目標に「人権の尊重」を掲げ、「虐待を発生させない体制作り」や「倫理教育の充実」を示し、倫理綱領自己評価や虐待チェックリストの実施が明示されている。施設は、年2回の倫理綱領自己評価を実施して、施設倫理委員会を開催し、権利擁護について職員が具体的に検討する機会としている。虐待の早期発見として着替えや入浴時に児童の観察等を行い、児童相談所や市の子ども家庭課等と連携して権利侵害の防止と早期発見に取り組んでいる。子どものプライバシー保護については、4～5歳児のトイレは個室で、3歳児以下のトイレには仕切りを設置し、水遊び後に着替える場所にも目隠しを設置している。

子どものプライバシー保護に関するマニュアルの整備と職員への周知、及びプライバシーに配慮した更なる設備の整備、身体計測時等の配慮、並びに子どもの権利擁護に対する取組として虐待防止に関する研修の実施が望まれる。

関連項目：29、46

2. 保育についての標準的な実施方法の文書化、及び検証・見直しが望まれる。

保育の標準的な実施方法については、業務標準マニュアルに登園・降園・保護者対応や生活習慣、健康管理、遊び等の保育に関する各種マニュアルが整備されている。業務標準マニュアルは、職員に配布して園内研修で職員への周知を図っている。食事・薬に関するマニュアルも整備され、食事の準備や子どもへの対応等、一人ひとりの子どもの発達状態や個性に応じて支援している。

標準的な実施方法への子どもの尊重やプライバシー保護等についてのマニュアルの整備が望まれる。実習生受け入れマニュアルやボランティア受け入れ手順書、苦情対応要綱は作成されているが、マニュアルの項目要件として、記録の方法や報告の手順等の追加、さらに計画作成手順への保護者の意向把握や同意についての追加等が望まれる。感染症マニュアル等については、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施することが望まれる。

関連項目：40、41

3. 保育の質の向上に向けた評価結果に基づく課題を明確にし、計画的な改善が望まれる。

保育の質の向上に向けた組織的な取組としては、年2回の保育所自己評価と保育士自己評価を実施している。園全体の自己評価は、評価項目として4項目で50の観点・内容からなっている。利用者アンケートは「利用者サービスアンケート実施要領」に基づいて毎年実施され、意見等を集約し、改善策が職員会議等で協議され、改善取組報告書を作成して保護者に説明している。自己評価の課題改善の結果について、「11の内容中4つの観点・内容がBからA評価に改善」されている。具体的には養護と教育の一体的展開の中で、障害児保育の実施に伴い、今年4月に支援員が採用されている。

評価結果からの課題の明文化、職員参画のもとで課題の改善策や改善計画を策定する仕組みの構築、改善策や改善の実施状況の評価の実施、必要に応じた改善計画の見直しが望まれる。

関連項目：8、9

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

平成30年4月に開園、0からのスタートで法人事務局と話し合い、みんなで学び合いをしながら一つ一つ整備し4年目を迎えました。まだまだ不十分であることを承知の上での第三者評価の受審でした。改善を求められるとして指摘された点につきましては、謙虚に受け止め「子どもの最善の利益」「主体的な子どもを育む」ため、カリキュラムマネジメントのPDCAサイクルを構築し、一つ一つ改善に取り組んでいきます。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価結果報告書 保育所版

項 目		評価 結果
職員の集計結果		
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断 基準	a 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	95.8%
	b 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	4.2%
	c 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	0.0%
	n わからない、判断できない。	0.0%
着 眼 点	<input type="radio"/> 1 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	91.7%
	<input type="radio"/> 2 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	79.2%
	<input type="radio"/> 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	70.8%
	<input type="radio"/> 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	79.2%
	<input type="radio"/> 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	75.0%
	<input type="radio"/> 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	62.5%
	<input type="radio"/> 7 (保育所)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	62.5%
コメント	理念・基本方針の明文化と周知については、保育理念や保育目標、保育方針をホームページで公開するとともに、パンフレットに記載し、入園のしおりには保育理念と保育目標が明記されている。理念の「日本最南端の風土で育てるたくましくやさしい子」は、実施する保育内容や特性を踏まえた保育園の使命や目指す方向性を読み取ることができる。基本方針は「子どもの安全と安心を基本として、自ら伸びる力を大切に、成長と個性に応じた多様性の保育の実施、一人ひとりの気持ちを受け止め主体的な活動の育成、家庭や地域との信頼関係を築き、環境を通して人と物との関わりを大切にする」とし、法人の理念との整合性が確保されるとともに職員の行動規範となる内容となっている。理念や基本方針は職員には年度初めの職員会議や研修等で周知し、保護者等には入園時に「入園のしおり」をもとに説明して周知が図られている。	

項 目			評価 結果
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断 基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	66.7%
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	12.5%
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	20.8%
着 眼 点	○ 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	58.3%
	○ 2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	58.3%
	○ 3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	66.7%
	○ 4	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	54.2%
2	コメント	事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析について、社会福祉事業全体の動向については、法人事務局からネット配信される全国社会福祉法人経営者協議会の情報等で把握している。地域の各種福祉計画の策定動向については、石垣市の次世代子育て計画や推進会議情報等で把握している。地域の子どもの数や保育ニーズについては、共働き世帯が多いことから、0歳児保育のニーズが高いことや小規模保育所からの繋ぎで3歳児保育のニーズがあること等を把握している。法人の監事による訪問指導が年1回あり、法人の経営対策監会議では毎月の利用実績が報告され、利用者の推移、利用率の分析が行なわれている。	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断 基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	66.7%
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	16.7%
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	16.7%
着 眼 点	○ 1	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	70.8%
	○ 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	66.7%
	○ 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	58.3%
	○ 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	58.3%
3	コメント	経営課題を明確にした具体的な取組については、保育の内容や職員体制等の現状分析にもとづき、災害時の避難場所が遠くて乳児等の安全な避難が困難であること、障害を持っている児童への専門的な保育の必要性などの課題が明らかにされている。課題については、園長から理事長へ報告・相談して役員間で共有され、職員会議で職員に周知している。経営課題の解決・改善について、災害時の屋外避難については、階段を増設して屋上に避難場所が設置され、障害児保育を実施するため今年4月から支援員が配置されている。	

項 目			評価結果
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
判断基準	a	経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	79.2%
	b	経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していません、十分ではない。	8.3%
	c	経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	12.5%
着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	66.7%
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	70.8%
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	58.3%
	○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	54.2%
4	コメント	<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、理念や基本方針の実現に向けて、3年間(令和3～5年度)の法人の第4期経営計画と収支計画が策定されている。期間中の保育園のサービス提供方針として、保護者との信頼関係の構築や子どもの最善の利益の優先、子どもの生活の様子の「見える化」が明記されている。中・長期計画は毎年、施設ごとに目標管理達成度管理表を用いて、前期・後期・年間の実施状況を把握し、目標達成度が表示され、次期中・長期計画の見直しがされている。</p> <p>中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することで実施状況の評価の見える化に期待したい。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	66.7%
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	4.2%
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	29.2%
着眼点	○ 1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	58.3%
	○ 2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	54.2%
	○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	37.5%
	○ 4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	37.5%
5	コメント	<p>中・長期計画を踏まえた単年度の計画策定については、法人の第4期経営計画に基づいた単年度の事業計画が策定されている。令和3年度の事業計画には、保護者との信頼関係の構築や子どもの最善の利益の優先、子どもの生活の様子がわかるよう展示物等による「見える化」が明記されている。養護と教育を一体的に行う場として、第三者評価の受審やアレルギー疾患を持つ園児への個別対応等が今年度の計画に追加されている。子どもの最善の利益を優先するため、倫理委員会の充実をはかり、虐待を発生させない体制づくりの実施が明示されている。地域を支え、支えられる関係を築くため、毎月20日の園庭解放やボランティアを育成することが明示されている。</p> <p>今年度の事業計画に、障害児保育の実施及び職員の配置、避難場所設置のための屋上への螺旋階段の設置等の追記が望まれる。なお、単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価を行える内容となることが望まれる。</p>	

項 目		評価結果	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	58.3%
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	12.5%
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	29.2%
着眼点	○ 1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	54.2%
	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	50.0%
	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	45.8%
	○ 4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	45.8%
	○ 5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	50.0%
6	コメント	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しの組織的な実施と職員の理解について、事業計画は職員会議等で意見を集約して策定されている。事業計画は、毎年2月に実施状況を把握し、事業報告書を作成して理事会に報告されている。令和3年度事業計画は、第三者評価受審やアレルギー疾患を持つ園児への個別対応等を追加している。事業計画は、年度初めの内部研修で職員に説明して周知されている。事業計画は、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいた実施状況の把握や評価・見直しが望まれる。	
7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	58.3%
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	8.3%
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	4.2%
	n	わからない、判断できない。	29.2%
着眼点	○ 1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	62.5%
	2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	58.3%
	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	45.8%
	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	37.5%
7	コメント	事業計画の保護者等への周知については、事業計画がホームページで公開され、行事計画は入園のしおりや園だより等で周知されている。事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成し、保護者会等で説明することが望まれる。事業計画については、保護者の参加を促す観点から周知、説明の工夫が望まれる。	

項 目			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
判断基準	a	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	75.0%
	b	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	16.7%
	c	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	8.3%
着眼点	○ 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	58.3%
	○ 2	保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	79.2%
	○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	62.5%
	○ 4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	66.7%
8	コメント	<p>保育の質の向上に向けた組織的な取組について、年2回の保育所自己評価と保育士自己評価を実施している。園全体の自己評価は、評価項目として①保育の理念、②子どもの発達援助(子どもの福祉を増進することに最もふさわしい場、生活と発達の連続性、養護と教育の一体的展開、環境を通して行う保育)、③保護者に対する支援(家庭との緊密な連携、地域における子育て支援)、保育を支える組織的基盤(健康及び安全の実施体制、職員の資質向上、運営の管理・社会的責任)、④総合所見の4項目で50の観点内容からなっている。利用者アンケートは、利用者サービスアンケート実施要領に基づいて毎年実施され、意見等は集約されている。アンケート結果については、改善策が職員会議等で協議され、改善取組報告書を作成して保護者に説明し、法人事務局に報告されている。</p> <p>自己評価についても、組織として評価結果を分析・検討する場を整備して実施されることが望まれる。</p>	
9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
判断基準	a	評価結果を、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	75.0%
	b	評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	16.7%
	c	評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	8.3%
着眼点	○ 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	45.8%
	○ 2	職員間で課題の共有化が図られている。	70.8%
	○ 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	50.0%
	○ 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	58.3%
	○ 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	58.3%
9	コメント	<p>評価結果にもとづく保育所として取り組むべき課題の明確化と改善策の実施については、自己評価の課題改善の結果について、昨年度は6月と12月の改善状況として、「11の内容中4つの観点・内容(子どもの福祉を増進することに最もふさわしい場、養護と教育の一体的展開、職員の資質向上、運営の管理・社会的責任の項目)がBからA評価に改善された」と提示されている。具体的には養護と教育の一体的展開の中で、障害児保育の実施に伴い、今年4月に職員が採用されている。</p> <p>評価結果からの課題の明文化、及び明確になった課題について、職員参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みの構築、改善策や改善の実施状況の評価を実施し、必要に応じた改善計画の見直しが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II 組織の運営管理			
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	95.8%
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	4.2%
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	0.0%
着眼点	○ 1	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	91.7%
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	66.7%
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	79.2%
	○ 4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	70.8%
10	コメント	施設長の役割と責任の職員への表明と理解を図っていることについて、園長は、自らの保育園の経営・管理に関する方針と取組について、運営管理に規定され職員会議や園内研修等で全職員に伝えている。自らの役割と責任については、ホームページや園長が発行する広報誌「木々の役目」、保護者会等で表明している。園長の役割と責任は職務分掌で明確にされ、職員会議等で周知が図られている。有事(災害・事故等)における園長の役割と責任については、法令遵守委員会設置要綱等で主任が代行することが定められている。	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	79.2%
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	16.7%
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	4.2%
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	66.7%
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	66.7%
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	70.8%
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	75.0%
11	コメント	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組について、園長は、法人の就業規則の服務規律で職員に対して「職務に関し、不当な金品の借用又は贈与の提供を受けないこと」と規定し、自らも利害関係者との適正な関係を保持している。年2回、法令遵守委員会を開催して労働基準法やハラスメント防止法等、幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、主任や専門リーダーと共に園内での法令遵守に努めている。職員に対しては、職員会議や内部研修等で遵守すべき法令等を周知し、福祉事業従事者としての行動規範やより良い職場にするための行動規範、法令遵守チェック表を作成して職員の法令遵守に取り組んでいる。個人の尊厳と人権擁護に基づく倫理観の共有をはかるため、年2回の倫理委員会の開催と倫理チェックアンケートが実施されている。	

項 目			評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		b
判断基準	a	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	91.7%
	b	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	8.3%
	c	施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	0.0%
着眼点	○ 1	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	79.2%
	○ 2	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	83.3%
	○ 3	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	75.0%
	○ 4	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	75.0%
	○ 5	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	79.2%
12	コメント	<p>保育の質の向上への意欲的な取組と指導力の発揮について、園長は、保育の実施や保育の質の現状について、保育理念や子どもの発達援助、保護者に対する支援、保育を支える組織的基盤に関する保育所自己評価と保育の振り返り等に関する保育士の自己評価を実施し、評価・分析を行っている。気になる子の保育に課題があることを把握し、改善のため対象児童に市の障害児認定を受けさせ、法人事務局と調整して障害児保育を実施するなど指導力を発揮している。今年10月から、石垣島の自然環境を生かした保育のあり方や子どもの理解、遊びの理解を深め、保育の質の向上を目的として、全国幼児教育研究協会の研究助成制度を活用した研究に全職員で取り組んでいる。オンライン研修の導入や時間外の全体研修には残業手当を支給するなど、職員の教育・研修の充実を図っている。</p> <p>保育の質の向上について職員の意見を反映するための具体的な取組が望まれる。</p>	
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	75.0%
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	20.8%
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	4.2%
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	58.3%
	○ 2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	66.7%
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	58.3%
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	54.2%
13	コメント	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取組への指導力の発揮について、園長は、法人の経営対策監会議に参加し経営の改善や業務の実効性の向上に向けて人事や労務、財務等を踏まえて分析している。組織の理念や基本方針の実現に向けて、保育補助や週休対応のためのフリー保育士を配置して業務の実効性を高めている。育児休業明けの職員はシフトを免除して日勤にするなど、働きやすい環境整備に取り組んでいる。保育については主任との二者会議で、経理等については事務職を含む三者会議において経営の改善や業務の実効性に向けて取り組んでいる。</p>	

項 目			評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成			
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		b
判断基準	a	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	66.7%
	b	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	29.2%
	c	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	4.2%
着眼点	○ 1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	66.7%
	2	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	45.8%
	○ 3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	58.3%
	○ 4	法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	62.5%
14	コメント	<p>必要な福祉人材の確保・定着に関する計画の確立と取組の実施について、福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方は、中・長期計画の「人材に関する姿勢として(人材の確保、定着、育成)」の項目に記載されている。保育の提供に関わる専門職の配置について、キャリアアップ研修の優先順位を決定し、保育補助として採用した職員への子育て支援員や保育士の資格取得の支援等を行っている。福祉人材の確保については、最低賃金を上回る賃金を設定してハローワークでの募集や実習生への声かけを行う等、効果的に実施されている。</p> <p>専門職の配置や人員体制について具体的な計画の作成が望まれる。</p>	
15	② 総合的な人事管理が行われている。		b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	75.0%
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	12.5%
	c	総合的な人事管理を実施していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	12.5%
着眼点	○ 1	法人(保育所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	66.7%
	2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	66.7%
	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	54.2%
	○ 4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	41.7%
	○ 5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	54.2%
	○ 6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	45.8%
15	コメント	<p>総合的な人事管理の実施については、法人の理念や基本方針にもとづき「期待される職員像」が基本情報に明示されている。法人として、正規職員に対しては人事考課制度を導入し、業務評価制度にもとづいて評価している。保育園については施設が1か所のため、法人の制度は適用されていない。園独自の処遇改善(キャリアパス制度)等を活用し、令和3年度から処遇改善手当を増額している。園長は、嘱託職員の賃金アップについて法人事務局に要望している。介護・育児休暇の取得を積極的に活用するよう職員に勧め、職員が働き続けることができる職場環境になっている。</p> <p>人事基準を明確にし、基準に基づいた職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等の評価が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		b
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	70.8%
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	20.8%
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	8.3%
着眼点	○ 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	66.7%
	○ 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	87.5%
	○ 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	75.0%
	○ 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	58.3%
	○ 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	62.5%
	○ 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	45.8%
	○ 7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	45.8%
	○ 8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	54.2%
16	コメント	<p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについては、労務管理に関する責任者としての園長の役割が運営規程に明記されている。園長は職員の有給休暇の取得状況を把握し、労基法の基準を踏まえ年間5日以上の子休取得について職員会議等で推奨している。就業規程では、職員は年1回の健康診断とストレスチェックが義務づけられ、傷病のための療養休暇が定められている。園長は年1回、主任とともに全職員の個別面談を行い、就業状況や意向を把握している。年休やシフトの調整は主任に相談することが周知されており、園長は、職員の状況を見ながら、園長から声をかけるなど悩み相談に応じている。福利厚生については、全国社会福祉事業団の年金共済制度やソウェルクラブに加入している。職員の家庭事情に配慮して、子育てや介護のための育児や介護の短時間勤務が可能になっている。</p> <p>職員の就業状況の改善策について、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画への反映が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		c
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	50.0%
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	16.7%
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	33.3%
着眼点	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	58.3%
	2	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	41.7%
	3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	29.2%
	4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	33.3%
	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	45.8%
17	コメント	職員一人ひとりの育成に向けた取組について、「期待する職員像」が基本情報に明記されている。期待する職員像に基づく一人ひとりの目標管理のための仕組みの構築が望まれる。個別面接等により、保育園の目標や方針を職員に周知徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりに目標項目や目標水準、目標期限を明確にした目標を設定させ、設定した目標について、年度中途や年度末面接の実施等により、進捗状況や目標達成度の確認を行うことが望まれる。	
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
判断基準	a	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	75.0%
	b	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	8.3%
	c	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	16.7%
着眼点	1	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	62.5%
	○ 2	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	58.3%
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	66.7%
	○ 4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	41.7%
	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	45.8%
18	コメント	職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、基本調査票に「期待する職員像」を明示し、事務所に掲示している。保育の内容や目標を踏まえて、保育園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。キャリアアップに関する職員の資格取得状況を把握して、今後の受講計画を策定し、計画により、キャリアアップ研修の優先順位に基づいて研修を受講させている。教育・研修については、法人事務局の研修計画と保育園の年間研修計画が策定され、実施されている。法人の計画は毎年の目標達成度管理表で評価し、内部研修の計画は職員会議等で評価・見直しを行っている。基本方針や計画への「期待する職員像」の明示、及び研修内容やカリキュラムの定期的な評価・見直しが望まれる。	

項 目			評価結果
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	70.8%
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	16.7%
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	12.5%
着眼点	○ 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	58.3%
	○ 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	41.7%
	○ 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	62.5%
	○ 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	62.5%
	○ 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	66.7%
19	コメント	<p>職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保について、園長は職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況を把握し、リーダーによる新任職員の個別的なOJTが実施されている。キャリアアップ研修を計画的に実施し、保育補助で入社した職員に対しては保育士の資格取得を支援するなど、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修が実施されている。キャリアアップ研修等の外部研修に関する情報を提供して、職員の参加を勧奨している。内部研修は時間外手当を支給するなど職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p> <p>期待する職員像に基づく一人ひとりの目標達成に向けて、職員一人ひとりの教育・研修の更なる機会の確保が望まれる。</p>	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	70.8%
	b	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	0.0%
	c	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	29.2%
着眼点	○ 1	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	62.5%
	○ 2	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	58.3%
	○ 3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	41.7%
	○ 4	指導者に対する研修を実施している。	45.8%
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	54.2%
20	コメント	<p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についての体制整備と取組については、基本姿勢をマニュアルに明記し、受入担当者は園長と主任で、保育士の資格取得を目指す実習生を受け入れている。オリエンテーションは園長が口頭で行い、守秘義務等についての誓約書を提出させている。実習内容として観察実習や参加実習、部分実習が用意されている。学校の担当教師の訪問が実習期間中に2回あり、必要に応じて連絡が取れる体制がある。職員と子どもへの事前連絡は各リーダーから職員に連絡し、クラス担任が子どもに伝え、実習初日に紹介している。保護者にはクラスだよりや園長の発行する「木々の役目」で伝えている。</p> <p>子どもや保護者、職員への事前説明、及びオリエンテーションや指導者に対する研修等についてマニュアルへの追記が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保			
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	91.7%
	b	保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	0.0%
	c	保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	8.3%
着眼点	○ 1	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	79.2%
	○ 2	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	58.3%
	○ 3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	58.3%
	4	法人(保育所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	58.3%
	5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	50.0%
21	コメント	<p>運営の透明性を確保するための情報公開について、保育理念や保育目標、保育方針、保育の内容等がホームページで公開され、法人として予算・決算情報や苦情の内容、及び苦情改善の対応状況等も公開されている。第三者評価は今回が初めての受審である。</p> <p>理念や基本方針、保育園の意義や役割等の地域への説明、及び理念や基本方針、活動内容等を記載した印刷物等の地域への配布が望まれる。</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	62.5%
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	12.5%
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	25.0%
着眼点	○ 1	保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	50.0%
	○ 2	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	58.3%
	○ 3	保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	41.7%
	○ 4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	45.8%
22	コメント	<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組について、契約や取引等については経理規程で定め、運営規程や職務命令書等で職種や職務分掌、権限・責任が明確にされ、職員に周知している。法人としては外部監査が実施されているが、施設としては年1回、内部監査が実施され、監事(税理士)による訪問指導を受けている。監査の結果USBの取り扱いについて、「個人情報保護の観点から責任者を決めて管理するように」との指摘を受けて、主任が鍵付きの保管庫で管理している。</p>	

項 目			評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献			
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	83.3%
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	12.5%
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	4.2%
着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	62.5%
	○ 2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	70.8%
	○ 3	子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	58.3%
	○ 4	保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	83.3%
	○ 5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	50.0%
23	コメント	子どもと地域との交流を広げるための取組について、地域との関わり方の基本的な考え方は事業計画に明記されている。地域の情報は「木々の役目」で保護者に発信し、社会資源の活用の一環として定期的に市立図書館の絵本等の団体貸し出しを活用している。情報提供として、市の健康福祉センターのすこやか相談窓口や動物ふれあいフォトコンテストのポスターを掲示し、子育て相談員だよりや保健所の感染症の発生動向、海の危険生物等の情報を提供し、玄関ロビーに絵本の紹介や保護者用に貸し出しできる図書コーナーが設置されている。子どもたちは職員と一緒に地域の田んぼ見学や畑での芋掘り体験、海の生物や渡り鳥の観察、青年会や老人施設との交流等に出かけている。中学生との触れ合い体操と保育交流、青年会が伝統芸能(エイサーや豊年祭のアンガマ、旗頭)を披露した後の交流等、多くの取組がある。地域の方々が、植栽を手伝い、子どもたちが飼育しているヤギの餌となる草を提供し、親子シーサー作りの指導等もしている。保護者からの相談には必要に応じて相談支援センターを紹介し、センターから専門機関に繋げてもらっている。	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	62.5%
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	8.3%
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	29.2%
着眼点	○ 1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	45.8%
	○ 2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	54.2%
	○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	45.8%
	○ 4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	41.7%
	○ 5	学校教育への協力を行っている。	54.2%
24	コメント	ボランティア受入れに対する基本姿勢は事業計画に明記し、手順書が作成されている。コロナ禍以前は学校教育への協力として、小学生の職場見学や高校生のインターンシップを受け入れ、受け入れ時は園長が口頭でオリエンテーションを実施している。職員と子ども、保護者には事前に説明し、当日に紹介している。手順書は作成されているが、ボランティアの登録手続や配置、事前説明等に関する項目、及び学校教育への協力に関する基本姿勢等のマニュアル(手順書)への追記が望まれる。	

項 目			評価 結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
判断基準	a	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	70.8%
	b	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	4.2%
	c	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	25.0%
着眼点	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	41.7%
	○ 2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	62.5%
	○ 3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	41.7%
	○ 4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	41.7%
	5	地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	33.3%
	○ 6	(保育所)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	58.3%
25	コメント	<p>保育所として必要な社会資源を明確にした関係機関等との連携については、保・幼・小連携協議会に5歳児の担任が出席し、職員間で情報が共有されている。保・幼・小交流年間計画が作成され、コロナ禍以前は1年生の授業参観や小学校体験入学、小学5年生との交流等が実施されており、今回、秋ランド(交流活動)の再開が予定されている。定期的に市立図書館からの絵本等の団体貸し出しを利用している。障害児保育における市の巡回指導が年1回開催されている。気になる子どもについては、市の子育て支援課や子ども家庭課と一緒に児童相談所とも連携して月1回、話し合いの場を設けている。青年会や公民館と一緒に子どもたちに伝統文化を伝える取組や子どもたちが地域の自然や文化に触れる機会を積極的に設け、園外保育に取り入れている。保護者からは近所にある国立天文台の写真の提供等もある。</p> <p>地域の関係機関や社会資源を明示した資料の作成が望まれる。</p> <p>着眼点5は、地域に適切な関係機関・団体があるため適用しない。</p>	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	41.7%
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	12.5%
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	45.8%
着眼点	○ 1	保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	37.5%
	○ 2	(保育所)保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	37.5%
	3	(保育所)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	25.0%
26	コメント	<p>地域の福祉ニーズ等を把握するための取組については、園庭開放(現在はコロナ禍で休止)に参加した地域の保護者や福祉センターの巡回相談の担当者を通じて把握に努めている。卒園児の学童保育や小規模園からの3歳児受け入れのニーズを把握し、3歳児の定員を増やしている。育休明けの子どもの居場所作りが課題であることも把握している。園庭開放やヤギを見に訪れた保護者からは、保育園が探せないや育児の悩みを聞き、子どもの発育状況や発達段階について話しをしている。青年会が園でエイサーを披露する時等は、地域に貼り紙をして来園してもらっている。</p> <p>地域住民に対する相談事業を実施することなどにより、地域の福祉ニーズ等を把握するための更なる取組が望まれる。</p>	

項 目			評価結果	
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	58.3%	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	33.3%	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	0.0%	
	n	わからない、判断できない。	8.3%	
着眼点	○	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。	50.0%
		2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	37.5%
	○	3	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	45.8%
	○	4	保育所(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	45.8%
		5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	45.8%
27	コメント	<p>地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動については、コロナ禍のため現在は実施していないが、開園時に地域の保護者対象の絵本ライブを実施していたが、その後、職員や保護者、地域に向けて子育てに関する絵本作家の講演会を無料で実施している。子どもたちは、警察の振り込め詐欺防止キャンペーンに協力し、アダンサミットで「木々の役目」の話しを発表し、近隣スーパーのイベントに似顔絵を出品している。園長は、児童文化サークルの役員や県の絵本推進指導員を引き受け、絵本の読み聞かせを実施し、保育講座や保育士試験対策講座、子育て支援員講座、わらべうた講習会等の講師を務めている。</p> <p>把握した地域の福祉ニーズ等にもとづいた園独自の具体的な事業・活動の計画への明示、及び被災時における福祉的な支援を必要とする人びとの安全・安心のための備えや支援の取組が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	91.7%
	b	子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	4.2%
	c	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	4.2%
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	66.7%
	○ 2	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	66.7%
	○ 3	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。	62.5%
	○ 4	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	75.0%
	○ 5	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	50.0%
	○ 6	(保育所)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	45.8%
	○ 7	(保育所)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	50.0%
	○ 8	(保育所)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	45.8%
28	コメント	<p>子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組に関しては、子どもを尊重した保育の実施を事業計画に明記し、倫理綱領を策定して職員に周知している。子どもを尊重した保育に関する基本姿勢として、マニュアル等には保育の専門家としてふさわしくない言葉の事例を示し、遊びのマニュアルには子どもが感心を持つように等の配慮や留意点が記載されている。園内研修において「子どものエピソードを語り合う時間を持つ」と実施し、丁寧な保育を目指して、イヤ・ダメには訳がある等を取り上げ、ワークショップも実施している。毎年、倫理アンケートを実施し、職員の不適切な対応には園長が面談して対処している。子どもたちは、園庭でヤギの世話をし、ヤギの出産や死に立ち会い、オウゴマダラや各種の蝶の食草を植えた虫のレストランでは虫を観察し、命を大切に心・優しい心を育てている。職員は子どもたちに、チクチク言葉はやめよう、相手の言葉をしっかり受け止めようと話している。園庭で収穫したバナナの中に双子のバナナを見つけた時、それを食べるのか観察をしたいのかについての話し合いの場面では、全員の意見を聞き、少数意見も尊重して対応する様子が見られる。月の誕生会以外に、誕生日の子がいる日は、玄関に誕生日おめでとうのメッセージとケレブリカのケーキを置き、その日に祝っている。職員は男女関係なく子どもたちを「さん」で呼び、好きな色の服を着ることやママゴトでスカートをはく男の子も認め、性差への固定的な対応をしないよう配慮している。子どもたちや保護者には、みんな違ってみんないいよ、と伝えており、特別支援学校の生徒たちと交流して一緒にシーサー作りをし、子どもたちの活動状況は保護者にも報告している。</p>	

項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	c
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。	70.8%
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。	12.5%
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	16.7%
着眼点	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	62.5%
	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。	66.7%
	○ 3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	62.5%
	○ 4	子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	54.2%
30	コメント	子どものプライバシー保護に配慮した保育について、4～5歳児のトイレは個室である。3歳児以下のトイレには仕切りと目隠しを設置し、ロフトから見えないようにカーテンもつけている。水遊び後に着替える場所にも目隠しを設置し、保護者には目隠し等の設置についても報告している。母(父)子家庭等の家庭の事情を皆の前で話す子どもがいる場合は、その場で「こんな話をされると嫌な気持ちになり、泣きたくなる人もいるよ」と話している。子どものプライバシー保護に関するマニュアルの整備と職員への周知、及び規程・マニュアル等にもとづいた子どものプライバシーに配慮した保育の実施、設備等のプライバシー配慮への更なる工夫が望まれる。子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していないため、判断基準によりC評価となる。	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	70.8%
	b	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	16.7%
	c	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	12.5%
着眼点	○ 1	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	54.2%
	○ 2	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	70.8%
	○ 3	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	62.5%
	○ 4	見学等の希望に対応している。	75.0%
	○ 5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	45.8%
30	コメント	利用希望者に対する保育所選択に必要な情報の提供については、保育理念や保育目標、保育方針、保育の内容等をホームページで公開し、市の窓口には園の情報も記載された冊子が置かれている。園を訪れる人にはホームページで公開されている内容を含むパンフレットを用いて説明し、見学にも対応している。パンフレットは写真やイラストを使い、昔話から採用したクラス名の命名の理由等もわかりやすく記載されている。パンフレットは随時、見直している。	

項 目			評価結果
31	②	保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	70.8%
	b	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	12.5%
	c	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	16.7%
着眼点	○ 1	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	58.3%
	○ 2	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	66.7%
	○ 3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	62.5%
	○ 4	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	58.3%
	○ 5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	50.0%
31	コメント	<p>保育の開始・変更時の保護者等へのわかりやすい説明について、入園時に重要事項説明書と入園のしおを用いて説明し、保護者の同意を得て書面で残している。配布する入園のしおりは保護者等がわかりやすいように写真やイラストを使って工夫し、プロジェクターを活用して説明している。配慮が必要な保護者への説明は、入園式後にクラス担任が再度ゆっくり説明し、家庭で用意するもの等については、実物を示し、写真撮影することを促している。わからない場合は聞いてくださいと伝え、後日にも対応している。</p> <p>重要事項説明書への保育理念や市の相談・苦情窓口、障害児保育の追記、及び個人情報利用目的を特定した同意書の受領、配慮が必要な保護者への説明についてのルール化が望まれる。</p>	
32	③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。	54.2%
	b	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	16.7%
	c	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	29.2%
着眼点	○ 1	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	58.3%
	○ 2	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	45.8%
	○ 3	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	37.5%
32	コメント	<p>保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応については、保育要録を送付し、園における情報を提供している。転園や卒園後の子どもや保護者等からの相談は園長や主任が対応し、必要に応じて担任が対応している。転園時は園庭と園歌、クラス活動の様子を写真をフレームに配置して渡している。卒園時は1年間の活動を冊子にした写真集とともに自分たちで染めた布を台紙にしたフレームに園庭と園歌、クラス写真を入れて渡している。保育園の利用が終了した後の相談方法や担当者については口頭で説明している。</p> <p>保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、子どもや保護者等に説明した内容を記載した文書を渡すことが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	58.3%
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	20.8%
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	20.8%
着眼点	○ 1	(保育所)日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	79.2%
	○ 2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	54.2%
	○ 3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。	37.5%
	○ 4	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。	50.0%
	○ 5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	33.3%
	○ 6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	45.8%
33	コメント	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備した取組について、職員は日々の保育の中で子どもの様子を観察し、午睡時等に職員間で振り返り、子どもの満足の把握に努めている。保護者には毎年、利用者サービスアンケートを実施している。3歳以上児は「おたよりポスト」のノートを毎日持ち帰り、保護者からの連絡を園で確認できる仕組みがある。昨年からコロナ禍で保護者懇談会や保育参観等が実施できていないが、保護者会には園長や主任、リーダー2人が出席している。利用者サービスアンケートは園長と主任が担当して集計し、園への意見や要望等もリーダー会議で検討して結果は各クラスに掲示して改善に取り組んでいる。アンケートに寄せられた要望等に対する回答は保護者に報告している。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	62.5%
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	12.5%
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	25.0%
着眼点	○ 1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	50.0%
	○ 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	41.7%
	○ 3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	58.3%
	○ 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	54.2%
	○ 5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	45.8%
	○ 6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	45.8%
	○ 7	苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	45.8%
34	コメント	苦情解決の仕組みの確立と周知・機能について、苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は主任として第三者委員が設置されている。第三者委員の連絡先も記載されたポスターを掲示し、保護者には重要事項説明書を配布し、説明している。意見箱を設置し、毎年、利用者サービスアンケートを実施している。意見箱は園長と主任で開錠し、苦情の受付と解決を図った記録を保管している。苦情内容と対応結果は園内に掲示し、ホームページでの公開も行き、記名の場合は直接本人に報告している。子どもの嘔みつきに対する苦情に、0~1歳児クラスで対策について検討し、保育士の動きや発生の時間帯、遊具の数が十分か等、原因を探る努力をして取り組み、園長が双方の保護者に説明している。	

項 目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	66.7%
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	16.7%
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	16.7%
着眼点	○ 1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	45.8%
	○ 2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	58.3%
	○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	41.7%
35	コメント	<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と保護者等への周知については、相談室が確保されている。玄関ロビーに保護者の休憩コーナーを設け、保護者用に貸し出しもできる図書コーナーが設置されている。相談・苦情窓口のポスターが掲示され、重要事項説明書に第三者委員の氏名と連絡先も記載されている。保護者は送迎時に相談や意見を述べ、お便り帳やおたよりポスト(3歳以上児のノート)で伝えることもできる。重要事項説明書に市の窓口を追記することに期待したい。</p>	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	70.8%
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	16.7%
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	12.5%
着眼点	○ 1	職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	58.3%
	○ 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	79.2%
	○ 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	58.3%
	○ 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	50.0%
	○ 5	意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	54.2%
	○ 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	41.7%
36	コメント	<p>保護者からの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応について、「最近、元気がないね」「仕事が忙しいの」等と声かけして、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮している。意見箱の設置やアンケートの実施等により保護者の意見を把握している。法人の苦情対応要綱に沿って対応策等の検討をしている。検討に時間がかかることが予想される場合等は相談を受けた職員が「一旦、お預かりしてよいですか」と了解を得たうえで、主任や園長に相談している。家でトイレトレーニングを始めたいとの相談には、クラスで話し合い保護者と連携して取り組んでいる。コロナが落ち着いてきたので「園の行事を再開してほしい」の意見には、年長児と年少児に分け、参加者も2名以内に制限して「あさびめフェスタ」を再開することになっている。法人の苦情対応要綱をマニュアルとして使用しているが、園としての新たなマニュアルの整備(相談や意見を受けた際の記録方法や報告の手順、対応策の検討等の内容について)、もしくは、法人の要綱に上記()内の内容を追加すること、及びマニュアルの定期的な見直しが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	83.3%
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	16.7%
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	0.0%
着眼点	○ 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	58.3%
	○ 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	75.0%
	3	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	54.2%
	4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	66.7%
	○ 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	66.7%
	○ 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	66.7%
37	コメント	<p>安心安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制の構築については、園長が責任者となり、主任や各クラスリーダーの参画で毎月、事故防止委員会を開催している。事故発生時の対応や安全確保等については、危機管理マニュアルや緊急時の役割分担により職員に周知されている。日々の保育において、子どもの安全を脅かす些細な状況についてもヒヤリ・ハットとして取り上げられるよう組織として取り組み、発生要因の分析や改善策等も事故防止委員会で検討されている。職員研修として、保健衛生や安全対策研修などが行われている。事故防止策等の実施状況や実効性については、園長や主任を中心に状況を把握し、委員会で安全確保等の評価や見直しを行っている。</p> <p>ヒヤリ・ハットの中には事故と思われる内容が含まれていることから、事故とヒヤリ・ハットの区分の再確認が望まれる。他施設等で発生した子どもの安心と安全を脅かす事例を収集し、職員参画のもとで要因分析や改善防止策の検討、実施の取組が望まれる。</p>	

項目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	79.2%
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	12.5%
	c	感染症の予防策が講じられていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	8.3%
着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	62.5%
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	75.0%
	○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	50.0%
	○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。	58.3%
	○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	66.7%
	○ 6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	50.0%
	○ 7	(保育所)保護者への情報提供が適切になされている。	66.7%
38	コメント	<p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制の整備と取組については、感染症対策の管理体制として、報告・連絡・相談マニュアルに沿って対応している。感染症対策マニュアルは、業務標準マニュアルに記載され、全職員に配布し、周知されている。コロナ禍での感染や子ども特有の感染症等の予防については、職員研修や感染症委員会を中心に検討され、クラスリーダーがクラスに伝達し、資料を配布し周知している。感染症予防策として、園内保育においては手洗いや施設内を清潔にすることはもとより、保健計画において衛生管理や受け入れ目安をもとに対応している。受け入れ時に検温し、0歳児は1日2回検温している。熱がある場合は、保護者へ受診を促し、受診結果が感染症の場合はその事実を職員へ報告するとともに、玄関先へ病名等を掲示して注意喚起を図り、早めの対応で感染症発生を最小限に抑えている。園長が発行する「木々の役目」や主任を中心に発行する「園だより」に感染予防に関する情報も随時記載され、園内に掲示し、保健所の情報を印刷して掲示する等、保護者への情報提供に努めている。</p> <p>感染症対策マニュアルの定期的な見直しが望まれる。</p>	
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	79.2%
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	16.7%
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	4.2%
着眼点	○ 1	災害時の対応体制が決められている。	83.3%
	○ 2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。	75.0%
	○ 3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	70.8%
	○ 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	45.8%
	○ 5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	75.0%
39	コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための組織的な取組については、保育園消防計画で災害時の対応体制が定められ、消防訓練マニュアルや地震・津波、不審者対策マニュアルも整備されている。避難訓練実施計画のもと、毎月避難訓練が実施されている。緊急連絡カードが作成され、保護者や職員の連絡先、連絡網には職員から主任へ連絡する手順等が記載されている。避難時には持ち出し書類と一緒に持ち出せるよう、避難用グッズの入ったバッグを3つ準備している。昨年は消防署の立ち合いのもと避難訓練が行われ、警察官も参加して不審者訓練が実施されている。災害時における避難に備えて、園庭がかなり広いこともあり、園庭や屋上へ避難できるよう整備されている。</p> <p>備蓄及びリストの整備、地域のハザードマップから立地条件等災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じることが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されている。	b
判断基準	a	保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。	75.0%
	b	保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。	16.7%
	c	保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	8.3%
着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	66.7%
	2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	62.5%
	○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	62.5%
	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	50.0%
	○ 5	(保育所)標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。	50.0%
40	コメント	<p>保育についての標準的な実施方法の文書化と保育の提供については、業務標準マニュアルに登園・降園・保護者対応や生活習慣、健康管理、遊び等の保育に関する各種マニュアルが整備されている。業務標準マニュアルは、職員へ配布され園内研修で職員への周知を図っている。業務標準マニュアルに食事・薬に関するマニュアルが記載され、食事の準備や子どもへの対応等、基本的活動の内容を踏まえつつ、一人ひとりの子どもの発達状態や個性に応じた対応を行っている。</p> <p>標準的な実施方法への子どもの尊重やプライバシーの保護等の権利擁護に関する姿勢を明文化するとともに、標準的な実施方法にもとづいて保育が実施されているかどうかを確認する仕組みの確立が望まれる。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	41.7%
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	25.0%
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	4.2%
	n	わからない、判断できない。	29.2%
着眼点	1	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	41.7%
	2	保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。	50.0%
	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	45.8%
	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	37.5%
41	コメント	<p>標準的な実施方法の見直しをする仕組みの確立については、標準的な実施方法(マニュアル)を定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めて実施し、感染症マニュアル等の検証・見直し後は、見直した月日等、履歴の記載が望まれる。実習生受け入れマニュアルやボランティア受け入れ手順書、苦情対応要綱は作成されているが、マニュアルの項目要件として、記録の方法や報告の手順等の追加、さらに計画作成手順への保護者の意向把握や同意についての追加等が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	62.5%
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	20.8%
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	16.7%
着眼点	○	1 指導計画作成の責任者を設置している。	58.3%
	○	2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	41.7%
	○	3 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	45.8%
	○	4 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。	62.5%
	○	5 (保育所) 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	58.3%
		6 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	41.7%
	○	7 (保育所) 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	58.3%
	○	8 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	41.7%
42	コメント	<p>アセスメントにもとづく指導計画の作成については、園長が責任者で、各クラスリーダーを中心に年間指導計画を作成し、主任を経て園長に提出することになっている。アセスメントは、入園や進級時に、健康調査票や家庭における食事の状況調査票、児童票、予防接種歴・罹患歴調査票等で保護者に確認している。入園や進級時は、アセスメントにもとづいて子ども一人ひとりの状況を職員会議で話し合い、情報を共有している。必要に応じて、市の巡回指導によるアドバイスも受けている。全体的な計画(1)、(2)にもとづき、指導計画が作成されている。全体的な計画の教育の欄には、乳児は3つの視点で領域が作成され、満1歳児からは5領域で作成されている。0～2歳児までは個別の指導計画が作成され、子どもや保護者等の具体的なニーズが記載されている。0歳時は、ミルクを欲しがる子や母乳の影響か牛乳を欲しがらない子等、保護者とも連携しながら、それぞれのニーズに応じた援助内容が記載されている。計画作成は、各クラス担当で年間計画等について話し合い、年長児は園長と一緒に週・日案指導計画を検討・立案し、3歳未満児は主任と一緒に各クラス担当が検討・立案する体制となっている。週案は、毎週金曜日に振り返り、評価について話し合い、翌週の指導計画に反映させている。支援困難ケースとして、例えば、午睡時間に眠れない子どもは、事務所で対応し、野菜嫌いでご飯しか食べられない子どもには、おにぎりを作って提供するなど工夫している。</p> <p>計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	58.3%
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	16.7%
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	25.0%
着眼点	○ 1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	50.0%
	○ 2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	50.0%
	○ 3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	37.5%
	○ 4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	41.7%
	○ 5	(保育所)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	50.0%
43	コメント	<p>定期的な指導計画の評価・見直しについては、指導計画作成マニュアルに沿って、全体的な計画が年度末に次年度に向けて園長より示される。年間計画や指導計画については、毎年2月にクラス担当が決まり次第、次年度に向けてクラスリーダーを中心に職員で作成している。計画作成については、入園や進級時、日々の送迎時、保護者役員会等で保護者の意向を把握している。各クラスの週・日の指導計画は職員室に掲示され、全職員で確認できる仕組みとなっている。指導計画の評価・見直しにあたっては、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされ、作成に生かしている。具体的には、子どもたちの行動を観察すると、退屈している状況が見られることに対して、環境を変えることが検討され、クラス内の環境を変更し、おもちゃの配置を移動する等の工夫を行うことで、職員が離れていても自分たちで考えて行動できるようになった。指さしが始まった0歳児には、言葉を教えることを計画に追加した事例がある。</p> <p>指導計画作成マニュアルに、雨天時等で緊急に計画を変更する場合の仕組みや標準的な実施方法へ反映すべき事項の検討等についての追記が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	87.5%
	b	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	8.3%
	c	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	4.2%
着眼点	○ 1	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	79.2%
	○ 2	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。	75.0%
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	66.7%
	○ 4	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	58.3%
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	66.7%
	○ 6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	75.0%
44	コメント	<p>子どもに関する保育の実施状況の記録と共有化については、保育日誌システムに日々の子どもの生活状況や発達状況が記載されている。個別記録は未満児だけでなく3歳以上児も個別の記録をしている。個別の指導計画には前年度の内容も記録されている。指導計画には、それぞれ先週や先月末の子どもの姿が翌週や翌月に記載されて保育が実施されていることが記録により確認できる。保育の記録は、記録する職員によって記録内容に差異が生じないよう、観察記録やエピソード記述は、子どものありのままを観察し、子どもや保育士の内面の動きにも注目して5W1H(いつ、どこで、どの子が、どのように、何をした、なぜ?)で記録するよう、指導計画作成マニュアルに明示されている。保育園における情報の分別が決められており、子どもやその家族の個人情報に関する内容は、園長と主任までとし、子どもに関する日常的内容は全員で共有して主任から各クラスリーダーへ伝え、全職員に届く仕組みになっている。毎月職員会議を開催し、情報共有や勉強会等を実施し、会議録は回覧している。パソコンは各クラスごとに1台あり、保育日誌システムにより全職員がリアルタイムで情報を共有する仕組みが整備されている。</p>	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	75.0%
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、管理が行われているが、十分ではない。	16.7%
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	8.3%
着眼点	○ 1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	62.5%
	○ 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	62.5%
	○ 3	記録管理の責任者が設置されている。	58.3%
	○ 4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	50.0%
	○ 5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	66.7%
	○ 6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	62.5%
45	コメント	<p>子どもに関する記録の管理体制の確立については、子どもの記録の保管や保存、廃棄等に関する規程や法人の文書取り扱い規程、個人情報保護規程、個人情報に関する基本方針等が定められ、不適切な利用への対応方法が規定されている。記録管理の責任者は園長と定められ、個人情報保護の観点から園内研修も行われ、個人情報の守秘義務やUSBの管理方法等も確認し、共有・周知されている。職員は個人情報保護規程等を理解し、入職時に個人情報の取り扱いに関する誓約書も取り交わして遵守している。個人情報の取り扱いについては、入園のおしりて保護者に説明するとともに、児童票にも個人情報の同意署名欄があり、説明して署名をもらっている。</p> <p>子どもや保護者の個人情報の取り扱いについては、利用目的を具体的に示して掲示するとともに、同意書への署名を得ることが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の保育			
A-1-1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	c
	判断基準	a 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	75.0%
		b -	0.0%
		c 子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	0.0%
		n わからない、判断できない。	25.0%
	着眼点	○ 1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	58.3%
		○ 2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。	54.2%
		○ 3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	41.7%
		○ 4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	41.7%
		○ 5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	41.7%
46	コメント	<p>子どもの権利擁護に対する取組の徹底については、不適切な養育への対応マニュアルが整備され、虐待や不適切な関わりを防ぐことの大切さについて職員の理解が図られている。権利擁護に関する取組は、法人の方針で経営目標の一番目に利用者に対する姿勢として「人権の尊重」を掲げ、職員に対しては「虐待を発生させない体制作り」や「倫理教育の充実」を示し、その方法として倫理綱領自己評価や虐待チェックリストの実施が明示されている。保育施設として年2回の倫理綱領自己評価が実施され、施設倫理委員会を開催し、権利擁護に関する取組について、職員が具体的に検討する機会としている。早期発見の取組として職員は着替えや入浴時に児童の観察等を行っている。児童相談所や市の子ども家庭課等と連携して権利侵害の防止と早期発見に取り組んでいる。倫理綱領自己評価の結果については研修が実施されている。</p> <p>子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアルの整備、及び子どもの権利擁護について法人事務局の令和3年度研修計画に基づいた虐待防止に関する研修の実施が望まれる。</p> <p>子どもの権利擁護に関する取組が十分ではないため、判断基準によりC評価となる。</p>	

		項 目	評価 結果
A-2 保育内容			
A-2-(1) 全体的な計画の作成			
47	A②	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
	判断 基準	a 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。	83.3%
		b 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。	8.3%
		c 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。	0.0%
		n わからない、判断できない。	8.3%
	着 眼 点	○ 1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。	75.0%
		○ 2 全体的な計画は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	83.3%
		○ 3 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。	83.3%
		○ 4 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	62.5%
		○ 5 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。	66.7%
		○ 6 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に活かしている。	50.0%
		○ 7 全体的な計画は、幼児教育を行う施設として共有すべき事項、「育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して作成している。	70.8%
47	コメント	<p>全体的な計画は、児童福祉法にもとづいて教育・保育目標が位置づけられている。保育所保育指針上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等にもとづいて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、家庭との連携や保育時間、小学校との接続・連携の他、健康、食育、安全、災害、子育て支援など、園の保育理念にもとづいて作成されている。計画の見直しについては、1月に計画のねらいや内容の立て方について研修を実施し、その後2月頃から園長と主任で見直し案を作成し、各クラスのリーダーにおろして各クラスで検討している。3月末に職員研修で新年度計画の説明がされている。</p> <p>全体的な計画の評価・見直しの内容について、明文化することに期待したい。</p>	

項 目			評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	91.7%
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	4.2%
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	4.2%
着眼点	○ 1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	87.5%
	○ 2	保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	83.3%
	○ 3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	75.0%
	○ 4	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	87.5%
	○ 5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	87.5%
	○ 6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	87.5%
48	コメント	<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備について、室内には温・湿度計が設置され、エアコンや扇風機で調整して適切な状態に保持できるようになっている。園内外の設備用具の安全管理については、登園受け入れ前に、室内はクラス担任が安全点検表(12～15項目)に基づいてチェックしている。戸外の遊具等は月1回、園庭安全チェック表(9項目)を使って点検し、土曜の午前保育の日に職員は掃除を実施している。家具等には転倒予防マットを敷いて工夫されている。各クラスには簡易ベッドやタオルケット等が収納できる場所が確保されている。各クラスには板間に畳やフェルト等を設置したくつろげる場所があり、食事や睡眠のための生活空間は別に確保されている。簡易ベッド(コト)が汚れた場合は水洗いして天日干をするなど、衛生管理に努めている。園舎は平屋で各部屋の前には広い廊下とテラスが設置され各クラスから直に園庭に出られる造りになっている。広いあさびめホールには大型スクリーンが設置されている。地元の木工師に依頼して島の木材で作った1000枚の拍子木をホールに設置し、子ども達が積み木等の遊びを発想豊かに自由に展開できるようにしている。4～5歳児のトイレについてはドアが設置され、テラス側の手洗い場については2か所設置されている。</p> <p>0～3歳児のトイレについては、目隠し等で工夫されているが、更なる配慮が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	判断基準	a 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	91.7%
		b 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。	4.2%
		c 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。	0.0%
		n わからない、判断できない。	4.2%
	着眼点	○ 1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	83.3%
		○ 2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	87.5%
		○ 3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	83.3%
		○ 4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	87.5%
		○ 5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	75.0%
		○ 6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	70.8%
49	コメント	一人ひとりの子どもを受容した子どもの状態に応じた保育については、子どもの発達や家庭での過ごし方を含め、一人ひとりに寄り添えるように「担当制保育」を方針として実施することで、「職員のせかす言葉があまり聞かれなくなった」と記録されている。例えば、朝の受け入れは、子どもが泣いたり、不安な様子の際は、愛着関係のある各クラス担任が受け入れることで安心できるように対応している。「連休明けは、保育者が傍にいないと泣くことが続いたので、落ち着くまでは抱っこし、膝に座らせるなどして一緒に過ごし、安心できるまでかかわった」等の記録が確認できた。訪問調査の日、園庭で3歳児の子どもが「電線ロールサーキット」を一人で乗れるまでつきっきりで丁寧に対応している場面が見られた。4歳児では「水遊び後の衣服の始末等はスムーズになりつつあるが、雑巾かけの「しぼる」作業がむづかしくできない子が多い、遊びの中で「しぼる」活動も取り入れていきたい。」「片付けなど知らん顔で遊び続ける子ども達に、保育者自身も無意識に大声で伝えることが増えてきた。子ども達の気持ちに寄り添い、プラスの言葉で心地よい言葉のやり取りが楽しめるように意識していきたい」と子どもを尊重する姿勢が今後の課題として週の反省欄に記録があり、子どもの状態を把握して記録し、職員間で共有する取組が確認できた。	
50	A⑤	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	83.3%
		b 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	12.5%
		c 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	0.0%
		n わからない、判断できない。	4.2%
	着眼点	○ 1 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	79.2%
		○ 2 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	87.5%
		○ 3 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	83.3%
		○ 4 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	79.2%
		○ 5 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	83.3%
50	コメント	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境を整備した援助については、0歳児の食事は離乳食初期食で全介助の子や手掴みで食べる子、匙を片手に手掴みする子、匙に乗せてあげると食べられる子と、三人三様を大切に、苦手な食材を少しでも食べられたらほめて意欲につなげている。1歳児で食事や着脱等を自分でしようとするが思い通りに出来ず、怒ったり泣いたりする子に、自分でやろうとする気持ちを尊重し、やり方を丁寧に伝えて一緒に行っている。衛生面の配慮から直接肌が床につかないように、下着が着脱しやすいように、手作りのベンチが用意されている。2歳児では「排せつや着脱、自分で行おうとする」を目標とし、3歳児は「生活の仕方がわかり身の回りのことを自分でしようとする」を掲げ、4歳児は「健康な生活を送るために必要な生活習慣を身につける」をねらいとし、5歳児は「保育者と友達と挨拶を交わす。朝の支度や着脱・衣服の始末、調節、トイレの使い方、手洗い、うがいの習慣」など基本的な生活習慣が理解できるよう取組がなされている。1歳児以上においては、園庭での戸外活動や運動遊び等、体を使った遊びを午前に取り入れ、昼食からおやつまでの間は室内で過ごすなど、活動と休息のリズムが身につくよう工夫されている。	

項 目

評価
結果

51

項目		評価結果
A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
	b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
	c	子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。
	○ 2	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
	○ 3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
	○ 4	戸外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。
	○ 5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
	○ 6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
	○ 7	社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
	○ 8	身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
	○ 9	地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
	○ 10	様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。
51	コメント	<p>子どもが主体的に活動できる環境の整備と子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開について、0歳児の室内は、仕切られた畳間でずり這いやハイハイができるスペースとベッドが置かれている。板の間には、食事コーナーやつかまり立ちコーナー、滑り台が設置され、遊びコーナーには絵本や音の出るおもちゃ、布玩具などが準備され、つかむや叩く、引っ張る、振る、出し入れするなど手指を使って遊べるように配慮している。廊下やテラス、園庭の芝生等では探索活動が行われている。戸外活動としては、広大な園庭の全面に芝生が敷かれ、裸足での活動を園の方針としている。園庭には3段階の鉄棒や砂場(8m×4m)、ターザンロープ、タイヤブランコ、ブランコ、丸太(直径40cm)の平均台、トンネルのある築山が設置され、木登りが出来るように大きな木々に丸太や板で工夫をし、0歳児でも足遊びができる手作り小川(約10m)があり、夏場は水を流して毎日、水遊びできるように整備されている。暑さ対策として3~4か所にテントが設置され、遊具として竹馬やフラフープ、なわとび、電線ドラム等が準備されている。虫のレストランに各種の食草を植え、たくさんの幼虫を育てている。園庭の周囲にはランタナやハネセンナの他、四季折々の花が植えられ、年中「色水遊び」ができる環境にある。園庭の一角にハーブ類や四角豆、ピーマン、トマト、パセリ、ゴーヤなど給食に使える野菜類も栽培され、実のなるグアバやバナナも植えて子ども達のおやつに提供されている。ヤギを飼育し、3~5歳児が当番で餌やりや小屋を掃除し、去年はヤギの出産を見守りその様子は冊子にして子ども達に配布している。室内には大型積み木やオセロ、油粘土、製作用廃材、積み木、塗り絵、パズル等が準備されている。各クラスでクワガタやグッピー等が飼育されている。10月後半からは季節の移り変わりを感じるねらいが設定され、トンボやバッタ等の虫を探し、落ち葉を拾うなど季節を感じるができる環境に配慮している。調査時に、0歳児の砂に触れる活動や1歳児の山登りなどを援助している様子が見られた。3~5歳児は園庭で集めた落ち葉や木の実、空き箱や色紙、絵具、粘土等での製作活動のため、様々な素材の教材を用意し、友達と協働して表現活動が楽しめる環境を整えている。落ち葉や木の枝による作品等がクラスや廊下に展示されている。食育として園庭の一角ではバケツに稲を栽培している。近隣の田んぼに来た雀を見て案山子を3体作って設置するなど、地域の理解を得て保育が展開されている。</p>

項目			評価結果
52	A⑦	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	66.7%
		b 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	16.7%
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	0.0%
		n わからない、判断できない。	16.7%
	着眼点	○ 1 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	58.3%
		○ 2 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	79.2%
		○ 3 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。	79.2%
		○ 4 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	75.0%
		○ 5 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	70.8%
		○ 6 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	75.0%
52	コメント	乳児保育(0歳児)における養護と教育の一体的な展開と環境整備、保育の内容や方法への配慮としては、0歳児が長時間過ごす生活と遊びの場として、掃除の行き届いた畳間や板間、ベッドが用意されている。畳間の高い天井には布で覆い落ち着ける配慮がされている。朝は各クラスで受け入れ、視診により子どもの状態や生活リズム、機嫌等を確認し、一人ひとりの状態を把握して連絡帳等で家庭と連携して対応している。子どもの担当制を実施し、食事や排泄等の介助は愛着関係が持てるよう配慮している。保育室は仕切りの安全柵が用意され、板間には遊びコーナーや食事コーナー、つかまり立ちコーナーを設定している。遊びコーナーには滑り台や絵本、音の出るおもちゃ、布の玩具等が配置され、部屋の1角に段ボールで隠れ場を造っている。廊下やテラス、芝生の園庭などは探索活動ができる環境の工夫をしている。週・日案や一人ひとりの記録には、発達の状況や必要な保育について記録されている。家庭との連携については、朝食の摂取状況の確認や便秘気味の子どもには水分摂取の大切さを伝え、園でミルクを飲ますことで対応した事例等を紹介している。日々の連絡帳の記録や送迎時の会話、クラスだよりなどで子どもの状況を共有し、連携している	
53	A⑧	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	75.0%
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	12.5%
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	0.0%
		n わからない、判断できない。	12.5%
	着眼点	○ 1 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	70.8%
		○ 2 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	70.8%
		○ 3 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	70.8%
		○ 4 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。	70.8%
		○ 5 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	70.8%
		○ 6 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。	66.7%
		○ 7 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	70.8%
53	コメント	3歳未満児(1・2歳児)の保育における養護と教育の一体的な展開と適切な環境整備、保育の内容や方法の配慮について、訪問調査時の1歳児クラスの子どもの姿は「感覚運動・探索運動が盛んになり、身の回りのことを自分でしようとする」状況で、登園から10時半頃までは裸足で芝生の広大な園庭で過ごしている。砂遊びやかけっこ、丸太渡り、ボール遊び、花に触れる、ブランコ、やぎの餌やりをし、フェンスの外のごみ収集車を見る等、興味ある環境を整えて保育が行われている。玩具の取り合いや順番待ちなどで泣いている園児には、「○○したかったのね」と気持ちを代弁して受け止め、気持ちを切り替えられる声かけをして援助している。2歳児クラスの子どもの姿は「身の回りの事が自分でできるようになり、出来ることを喜び、気の合う友だちや保育者と戸外で思い切り身体を動かして遊んでいる」。着脱や排泄は子どものやりたい気持ちを大切に見守り、できない場合に手助けしている。花センナの花びらをちぎって中からバナナ形の芯を見つけ、色水遊びでは花の種類で水の色が変わる等、自然とのふれあいで発見や気づきを楽しんでいる。戸外遊具(ターザンロープ、平均台、トンネル、トランポリン等)で体を思い切り動かして遊んでいる。天気の良い日は午前も午後も園庭で合同保育が実施されている。1・2歳児共に家庭との連携は、日々の連絡帳の記録や送迎時の会話、クラスだより等を通して保護者に子どものことを丁寧に伝え、連携している。	

項目			評価結果
54	A⑨	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	75.0%
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	8.3%
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	0.0%
		n わからない、判断できない。	16.7%
	着眼点	○ 1 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	70.8%
		○ 2 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	70.8%
		○ 3 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	70.8%
		○ 4 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	50.0%
54	コメント	<p>3歳以上児の保育における養護と教育の一体的な展開と環境整備、保育の内容や方法の配慮として、保育者は子どもの気持ちに寄り添い、子どもにとって良い環境整備に取り組んでいる。3歳児が虫に関心を持ち、野菜畑で見つけたカタツムリに厨房でもらった野菜類を与え、人参を食べると「赤いうんち」が出ることに気づいている。戸外では虫取りや電線ドラム、竹馬、なわとび(5歳児の姿を見て挑戦)、ごっこ遊び(恐竜、ヒーロー)を楽しんでいる。室内では、ハロウィンに向けて「一人ひとりに作りたい物を聞いて衣装づくりに取り組み、紙の帽子やベルト等を着けてパーティーに参加し、満足気な表情であった」との記録がある。4歳児は「同じ遊びをしている友達と関わりながら遊ぶ楽しさを感じて欲しい」と、自主的なサッカーのルールを友達に教えながらの遊びを見守っている。平均台に電線ロールサーキットを組み合わせ、保育者が見守る中、自分で考え工夫しながら遊び作りをしている。職員は、「うまくいかない、失敗する経験を大切に、新しいものを作り出す喜びや難しさを一緒に味わっていくことが保育者の姿勢」としている。5歳児は、自分の力を発揮する遊びとして、竹馬や縄跳びを実施している。室内の1角には子どもの字で「おはなしべや」と表示された場所を確保している。けんかになった時等に自分たちで解決するための話し合いのできるスペースとし、「おやくそく」として(しずかにする、けんかしない、はなしあう、一人でも入れる、おもちゃをもっていかない)等決めて自主的に取り組んでいる。5歳児クラスで、園庭で採れた双子のバナナをめぐって「今食べる」「残して経過観察する」の意見に分かれて全員で話し合う場面で、食べたい派(残したい派)は手を挙げてから始まり、なぜ食べたいか、残したいか、全員の意見をまとめていく過程があり、集団の中で一人ひとりの子どもを尊重し、友だちと協力して一つのことをやり遂げる姿が見られた。製作やパズルなど友達と遊べる環境を整えて保育者が適切に関わっている。子どもの育ちや子どもの関わり合う姿について、保護者には、送迎時や日々の活動の写真、クラスだより、年度終了時に作成するクラス毎の写真集等で伝え、小学校とは交流し、就学先の小学校には要録を作成して提出している。</p>	

項目			評価結果
55	A⑩	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	41.7%
		b 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	29.2%
		c 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	0.0%
		n わからない、判断できない。	29.2%
	着眼点	○ 1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	37.5%
		○ 2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	33.3%
		○ 3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	45.8%
		○ 4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	58.3%
		○ 5 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	45.8%
		○ 6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	58.3%
		○ 7 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	41.7%
		○ 8 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	37.5%
55	コメント	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と保育の内容や方法への配慮として、建物設備については、正面玄関に5cmほどの段差はあるが車椅子での通過に問題はなく、トイレ等もバリアフリーとなっている。今年度から対象児1名に障害児保育を実施し、特別支援児への配慮については、クラス担任が個別的教育支援計画を作成している。計画内容は、実態や本児の伸ばしたい点、本児の支援が必要な点等で、計画にもとづいて子どもの特性に応じた指導・援助が行われている。子ども同士の関わりとしては女兒とのタイヤ登りや花摘み、年長児とのかけっこ、砂場での穴掘り等の遊びをしている。市からの派遣による心理専門員の巡回指導を受ける体制がある。職員は障害者発達センター「がーじゅまー」や熊坂医師の「保育と小児科」の研修を受講している。保護者との連携はイラストやカード等で相談に対応している。</p> <p>個別の指導計画をクラスの指導計画への関連付け、及び他の保護者に障害のある子どもの保育について重要事項説明書等に掲載し周知することが望まれる。</p>	
56	A⑪	⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	66.7%
		b それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	16.7%
		c それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	0.0%
		n わからない、判断できない。	16.7%
	着眼点	○ 1 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	70.8%
		○ 2 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	54.2%
		○ 3 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	75.0%
		○ 4 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	54.2%
		○ 5 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	66.7%
		○ 6 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	75.0%
		○ 7 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	70.8%
56	コメント	<p>それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境整備と保育の内容や方法への配慮について、職員は時差勤務を行い、朝の受け入れは各クラスで担当が実施している。子どもが穏やかに過ごせるよう、昼間が設置され、ゆったりと過ごすことができる配慮がされている。延長保育の場合は、年齢に配慮したおやつ(フルーツ)が用意されている。登園の早い子どもや延長保育を利用している子どもの様子についての保育士の引継ぎや連携については、保護者とクラス担任とは0～2歳児については連絡帳を使用し、3～5歳児はシール帳以外に必要に応じてメモをして連絡できる「おたりポスト」を準備している。7時30から10時30までと16時半頃から18時までは園庭で異年齢交流の活動が実施され、その後はホールで延長保育が継続されている。</p> <p>指導計画に長時間保育の位置づけを明確にし、延長時の記録の実施に期待したい。</p>	

項 目			評価結果
57	A⑫	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
	判断基準	a 小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	66.7%
		b 小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	8.3%
		c 小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	0.0%
		n わからない、判断できない。	25.0%
	着眼点	1 計画の中に小学校との接続や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	54.2%
		○ 2 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	50.0%
		3 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	33.3%
		○ 4 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	54.2%
		○ 5 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。	41.7%
57	コメント	<p>小学校との接続や就学を見通した計画にもとづく保育の内容や方法、保護者との関わりへの配慮については、全体的な計画に小学校との連携や接続が位置付けられ、10月～3月まではアプローチカリキュラムが作成されている。地域の小学校とは、年度初めに5歳児担当が参加して会議をもっている。昨年度は小学校から保幼小交流年間計画が提出され、9月に1年生の授業参観、11月に秋ランド、12月に5年生との交流会、2月の他のこども園体験及び小学校体験入学では、保護者が送迎を担っている。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の視点にもとづいた保育園指導要録を作成し、小学校へ引き継がれている。</p> <p>小学校との接続について、指導計画(年計画、月計画、週・日計画)に位置づけ、それに基づいた保育の実施、及び保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、就学に向けた支援が望まれる。</p>	

		項 目		評価結果
A-2-(3) 健康管理				
58	A⑬	①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	75.0%
		b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	20.8%
		c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	0.0%
		n	わからない、判断できない。	4.2%
	着眼点	○ 1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。	75.0%
		○ 2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	79.2%
		○ 3	子どもの保健に関する計画を作成している。	50.0%
		○ 4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。	70.8%
		○ 5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	70.8%
		○ 6	保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。	62.5%
		○ 7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	54.2%
		○ 8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	29.2%
58	コメント	<p>子どもの健康管理については、保健計画が作成されている。保健計画以外に、健康管理、衛生管理、受け入れ目安表、薬の服用について規定されている。子どもの健康状態は、登園時に視診して体温や鼻水などを保育日誌に記録している。子どもや保護者への対応等については、健康管理に関するマニュアルにチェックポイントやリスクマネジメントが記載されている。保育中に子どもの食欲がなく、いつもと違う様子やけが、体調変化等が見られる場合は、保護者に連絡して早めの受診を促し、受診後の状態を確認している。健康状態に関する情報は、クラスのボードに記入し、メモで記録して他職員や主任、園長にも伝え、兄弟がいる場合は双方の職員で直接メモ等で連絡し合う等で共有している。子どもの既往歴や予防接種状況等は、入園や進級時に予防接種歴・罹患歴調査票と健康調査票に記載してもらい、日々の送迎時に保護者から子どもの健康に関わる必要な情報を得ている。子どもの健康に関する保育園の方針や説明については、入園のしおりで健康診断等の健康管理に関する説明をし、園だよりや「木々の役目」にRSウイルス等の子ども特有の感染症について掲載して掲示している。職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識が周知され、0歳児は仰向けに寝かせることや午睡時は5分ごとの状態チェックをルール化して記録している。保護者への注意喚起を図るため、保健所等からの情報を掲示して提供し、SIDSの説明をして自宅でもうつぶせ寝を避けるよう個別に説明している。</p>		
59	A⑭	②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
	判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	58.3%
		b	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。	8.3%
		c	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。	0.0%
		n	わからない、判断できない。	33.3%
	着眼点	○ 1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	54.2%
		○ 2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。	45.8%
		○ 3	家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	54.2%
59	コメント	<p>健康診断や歯科検診結果の保育への反映については、毎月の身体測定や年2回の内科検診と歯科検診、尿検査が行われ、結果は関係職員に周知している。内科や歯科検診等については、歯を大切にすることや虫歯予防、ぎょう虫卵検査から手洗いの必要性等を保健計画に反映させ、年長児には虫歯と健康の話をし、本人の歯の状態を説明して歯型の用紙に色塗りさせ、歯磨きの大切さを伝えている。内科や歯科検診等の結果は歯科健康診断記録票を保護者に配布して伝え、必要に応じて受診を促している。</p> <p>歯科検診結果は保護者に報告しているが、子どもの健康を保護するためにも治療を勧め、治療終了後は報告をさせることが望まれる。</p>		

項目			評価結果
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
	判断基準	a アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	87.5%
		b アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	12.5%
		c アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	0.0%
		n わからない、判断できない。	0.0%
	着眼点	○ 1 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	79.2%
		○ 2 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	66.7%
		○ 3 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	79.2%
		○ 4 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	79.2%
		○ 5 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	54.2%
		○ 6 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	41.7%
60	コメント	<p>アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもへの医師の指示による対応については、業務標準マニュアルの健康管理や食事・薬等に沿って、子どもの状況に応じて対応している。クルミや甲殻類に食物アレルギーのある子どもが数人おり、医師の指示書により除去食で対応し、トレーの色で分別している。アナフィラキシーのある子どもへの対応として、医師の指示のもとエピペンを常備している。アトピーのある子どもが37、5度以上の熱がある場合は、すぐに主治医に連絡することがマニュアル化されている。登園・降園・保護者対応や受け入れ目安表をもとに、登園時に子どもの体温や体調を確認し、子どもが痒がっている時や目が赤い時等、緊急を要する時はすぐに保護者へ電話連絡している。様子を観察しながら保育を継続する場合は、年少児はお便り帳で、年長児はお便りポストや保護者に口頭で説明するなど連携を密にしている。アレルギーについては、子どもが理解できるように説明し、アレルギーのある子もそうでない子もお互いのことを理解している。職員は「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」や食物アレルギー対策の準備、オンライン研修において、食育・アレルギー対応が行われている。保護者から入園時に、食事調査票や健康調査票等で子どもの状態を確認し、入園のしおりで給食やアレルギーによる除去食の説明が行われている。子どもにもアレルギーによる除去食が説明され、トレーで色分けしていることを知らせている。</p> <p>アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもに対して、保育園におけるマニュアルの作成が望まれる。なお、アレルギー対応については「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を参照されたい。</p>	

項目			評価結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	79.2%
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	20.8%
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	0.0%
着眼点	○ 1	食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。	79.2%
	○ 2	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	83.3%
	○ 3	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	87.5%
	○ 4	食器の材質や形などに配慮している。	62.5%
	○ 5	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	75.0%
	○ 6	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	75.0%
	○ 7	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	70.8%
	○ 8	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	79.2%
61	コメント	<p>食事を楽しむことができる工夫については、子ども一人ひとりの主体性を大切に支援している。広い園庭の一角に苗を植え、水やりし、収穫して食する喜びを味わう豊かな経験ができる支援を、食育計画や指導計画に位置づけて取り組んでいる。子どもが落ち着いて食事がとれる雰囲気づくりとして、0～2歳児は、クラスのテーブルで、担当職員が一对一でゆっくりと子どもの食事介助をしている。3～5歳児は、ランチルームでテーブルの席もメンバーも日々自分で選んで食事をとっている。ランチルームのテーブルには毎朝、園庭に咲いている小花を活け、壁には、子どもが理解しやすいように工夫して当日の給食の食材が絵文字カードで示されている。玄関やクラスには、子どもたちが収穫した季節の食材(芋等)が展示され、子どもが手で触って体感できる配慮をしている。子どもの発達に合わせて、1, 2歳児は、手づかみで食べることも支援している。11時半に給食の音楽が流れ、3～5歳児は、食事をしたい子が自主的にランチルームに行き、自分でテーブルにセットして食事を始め、食事が終わると他児を待つことなくクラスへ戻って歯磨きをしている。遊び続けたい子には、職員が15分おきに声かけし、子どもが遊び終えてから食事できる支援をしている。食器は、白の陶磁器(セラミック)を使用している。年少児(0～2歳)のスープ用食器は、持ちやすいマグマグカップは個人用を持参させている。以前は子どもがご飯やおかずを装っていたが、コロナ禍後は、職員がご飯をよそい、おかずは子どもの摂取量の範囲内で厨房で大小を準備し、子どもが量を加減できるようにしている。白米ご飯が多く残ったため、栄養士が出汁に使った鰹節で「ふりかけ」を作って提供し、残食が減少している。園庭の畑にはネギやゴーヤー、トマト、ジャガイモ、人参、葉野菜、グワバ、島バナナ等、季節の野菜や果物を植え、食材にしている。食への関心を深める取組として、ネギの苦手な子どもに、「沖縄そばや味噌汁のネギは、畑で作ったもの」と説明すると食べてくれることがある。水やりをして育てることで興味をもち、葉野菜のサラダも食べている。食生活や食育に関する取組は、給食だよりに写真を掲載して保護者に知らせ、離乳食を始める場合は、家庭での嚥下状況を保護者から聞き、クラスの前に給食のメニューを展示して保護者が把握できるようにし、子どもが苦手な野菜を食べたことを親に報告する等、家庭と連携している。</p>	

		項目	評価結果
62	A⑰	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
	判断基準	a 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	79.2%
		b 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	20.8%
		c 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	0.0%
		n わからない、判断できない。	0.0%
	着眼点	○ 1 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理の工夫をしている。	70.8%
		○ 2 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	83.3%
		○ 3 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	62.5%
		○ 4 季節感のある献立となるよう配慮している。	79.2%
		○ 5 地域の食文化や行事食などを取り入れている。	79.2%
		○ 6 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	87.5%
		○ 7 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	83.3%
62	コメント	<p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供については、子どもの発育状況によって、例えば、魚料理が硬くて飲み込みにくい様子がある場合は調理法を変更し、年少児には、リンゴをスライスし食べやすくして提供する工夫等をしている。残食調査を実施し、残食が多い場合は子どもが嫌いなメニューと把握している。毎月の給食会議で、残食量や検食結果から、マーボー豆腐や井ぶりものは別々にしたら食べるのではないか、緑の野菜が嫌いな子どもには、卵とじにしてはどうか、野菜が続いている場合はメニューの組み合わせを検討する等、献立や調理に反映させている。園庭の畑でとれたゴーヤーや四角豆を天ぷらにし、地域の畑で収穫した芋等は栄養士が季節感のある献立に工夫している。地域の食文化としては、子どもたちの好きな八重山そばやもずく餅、近海魚の料理やイカ焼き等がある。行事食としては、卒園時バイキングで子どもの好きなメロンパンやオムライス、汁そば(八重山そば)、ハロウィンではパンプキンシチューやケーキ、5月には一人ひとりのお膳に鯉のぼりを立て、誕生日会は、子どもが喜ぶハンバーグやおにぎり、デザート等を提供している。厨房とランチルームは隣り合わせて、子どもがランチルームから調理の様子が見られるように階段を設置し、食事に興味を持てる工夫をしている。栄養士や調理人も子どもの食事風景を観察し、一緒に食べながら子どもに声かけするなどの機会を設けている。栄養士を中心に衛生管理マニュアルに沿って、使用水の点検及び冷蔵庫・冷凍庫の温度確認表により、毎朝調理員が水道水や冷蔵庫等をチェックして安全を確認し、厨房職員と0歳児担当職員との検便検査の実施等、衛生管理適切に行われている。</p>	
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
	判断基準	a 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	79.2%
		b 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	12.5%
		c 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	0.0%
		n わからない、判断できない。	8.3%
	着眼点	○ 1 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	75.0%
		○ 2 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	54.2%
		○ 3 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	70.8%
		○ 4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	75.0%
63	コメント	<p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携については、0～2歳児は連絡帳に日々の様子や保護者に伝えたいことを、毎日記入して情報交換している。3歳児は、お便りポストとネーミングされたノートを活用し、4、5歳児も必要時はお便りポストやお手紙、電話や登降園時に口頭で伝えている。その他に、クラスだよりの配布や園長による「木々の役目」は、必要時に作成し掲示する等、保育内容について保護者の理解を得る機会としている。保護者との情報交換の内容は、お便り帳はもとより、必要に応じて保育日誌に記録されている。昨今は、コロナ禍で保育参観や各種行事の中止が相次いだが、子どもの1年間を「ドキュメンテーション」(写真集)として、子どもの普段の様子や園外保育活動等を写真に記録し、保護者とともに子どもの成長を共有している。保育終了時に全員に「ドキュメンテーション」を冊子にして配っている。保護者からは子どもの活動や1日の流れがわかるので良いとの感想がある。</p>	

項目		評価結果	
A-3-(2)保護者等の支援			
64	A⑱	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	79.2%
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	16.7%
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	4.2%
着眼点	○ 1	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	79.2%
	○ 2	保護者等からの相談に応じる体制がある。	75.0%
	○ 3	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	54.2%
	○ 4	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。	54.2%
	○ 5	相談内容を適切に記録している。	45.8%
	○ 6	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	66.7%
64	コメント	<p>保護者が安心して子育てができる支援については、保育士が保護者から相談を受けた場合、報告・連絡・相談マニュアルの手順に沿って主任と園長に報告し、対応できる体制となっている。対応方法は、業務標準マニュアルの登園・降園・保護者対応をもとに、保護者からの相談に応じる体制がある。子どもの登降園時に保護者とコミュニケーションを図り、気軽に話せる雰囲気づくりの中、電話での相談や面談で対応することもあり、お便り帳で子どもの様子を伝える等、信頼関係の構築に努めている。意見箱に「かみつきが多い、みてほしい」等の意見がある場合、クラスだより等で「いつでも相談してください」と、保護者に伝え、対応している。家庭での子どもの様子や園の様子などに関する面談等は、保護者の事情に合わせて時間設定をしている。コロナ禍の中、保護者から「今後の行事に関する方向性を聞きたい、参観があってもいいのでは」の意見があり、対応している。保育園として保護者の思いを受け止め、支援が必要な子どもへの保育支援として、関係機関の臨床心理士による巡回相談による対応もされている。各種相談内容は、保育日誌に記録されている。</p> <p>保護者が安心して子育てができる支援をするための一環として、個別面談や保護者会等の開催を期待したい。</p>	

項 目			評価結果
65	A⑳	㉔ 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
	判断基準	a 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	62.5%
		b 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	16.7%
		c 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	0.0%
		n わからない、判断できない。	20.8%
	着眼点	○ 1 不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	66.7%
		○ 2 不適切な養育(虐待)等の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	54.2%
		○ 3 不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	54.2%
		○ 4 職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	50.0%
		○ 5 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	62.5%
		○ 6 不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	54.2%
		○ 7 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	41.7%
65	コメント	<p>家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防について、職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化(入浴や着替え時に身体の青あざ等)に注意を払っている。虐待が疑われる場合は、担任からリーダーに報告し、主任や園長にあげて、リーダー会議で検討して情報を共有し対応策が図られている。不適切な養育となる恐れがある場合は、保護者との連絡を密にするか若しくは家庭訪問を実施し、保護者の精神面や生活状況を把握し指導している。職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すため、法人の方針として職場における人権侵害や虐待防止を目的として倫理綱領自己評価チェックを全職員に義務付け、各施設で年2回実施し、職員の理解を促すための取組を行っている。児童相談所から連絡等がある対象児童については、保育時や欠席時等で気になる場合などは、家庭訪問等により情報の把握に努め、現在は市の子ども家庭課と連携して虐待防止に取り組み、不適切な養育等への対応マニュアルが整備されている。</p> <p>不適切な養育等への対応マニュアルにもとづく職員研修の実施が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
A-4 保育の質の向上			
A-4-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
66	A②①	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
判断基準	a	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	75.0%
	b	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。	16.7%
	c	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。	0.0%
	n	わからない、判断できない。	8.3%
着眼点	○ 1	保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。	66.7%
	○ 2	自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。	62.5%
	○ 3	保育士等の自己評価を、定期的に行っている。	70.8%
	○ 4	保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。	62.5%
	○ 5	保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。	66.7%
	○ 6	保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。	58.3%
66	コメント	<p>保育士等の主体的な保育実践の振り返り(自己評価)と保育実践の改善や専門性の向上について、保育士は年2回(6月、12月)自己評価を実施している。自己評価項目は7項目(保育理念保育観、保育の内容、保健活動・安全管理、保護者・地域社会・関係機関との連携、地域の子育て支援、保育園の職務・役割分担、保育士としての資質向上)で具体的内容となっている。評価内容は乳児、1・2歳児、3歳以上児保育、調理員・栄養士用に区分され、職員は各担当ごとに一人ひとりの集計・分析がされているが、課題抽出までには至っていない。保育園全体の自己評価は、評価項目として保育の理念、子どもの発達援助(子どもの福祉を増進することに最もふさわしい場、生活と発達の連続性、養護と教育の一体的展開、環境を通して行う保育)、保護者に対する支援(家庭との緊密な連携、地域における子育て支援)、保育を支える組織的基盤(健康及び安全の実施体制、職員の資質向上、運営の管理・社会的責任)、総合所見の4項目で50の観点内容からなっている。課題改善の結果について、昨年度は6月評価、12月評価の改善状況として、11の中4つの観点内容(子どもの福祉を増進することに最もふさわしい場、養護と教育の一体的展開、職員の資質向上、運営の管理・社会的責任の項目)がBからA評価に改善されたとして提示されている。</p> <p>保育士等の自己評価結果から課題を明文化して課題の改善に取り組み、専門性の向上につなげることが望まれる</p>	